

JACDS ダイレクトニュース

発行: 日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

緊急事態宣言下におけるドラッグストアの事業継続の法的根拠

政府の緊急事態宣言が発せられた後もドラッグストアは事業を継続しています。

社会インフラとして当然と受け止められていますが、法的な根拠は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の中の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の記載にあります。参考までにお知らせします。

以下に該当部分を抜粋します。全体は別添資料をご覧ください。

(別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

— 略

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
 - ①～③ — 略
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売り関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
 - ⑤～⑩ — 略

4. 社会の安定の維持

— 略

5. その他

— 略

文責: 中澤

別添資料

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者
全文は官邸新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページに掲載されています。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0411.pdf

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-474-1311

FAX. 045-474-2569